

消費者機構日本ニュースレター

159号

【東京医科大学被害回復訴訟】

簡易確定手続の参加締切りを10月10日まで伸ばしました。各地の大学生協や医学部系予備校にも広報のご協力をお願いしています。

当機構は現在標記訴訟の簡易確定手続への参加を対象消費者の皆様へ呼びかけています。

http://www.coj.gr.jp/trial/topic_200616_01.html

しかし、9月16日時点における参加者（授権者）の人数はおよそ383名であり、のべ5,200名と見込まれる対象消費者のうちのごく一部にとどまっています。このままでは、被害回復訴訟の成果が対象消費者の多くに及ばないことが懸念されます。

対応策として、参加締切りを9月20日から10月10日までに伸ばしました。

そして、以下のような手立てをとっています。

1. 手続参加の申し込みが一部にとどまっているため、参加締切期限を伸ばしたことを消費者庁記者クラブ及び司法記者クラブにリリースしました。NHK解説や、共同通信配信で追加報道がされました。
2. 医学部のある大学の大学生生活協同組合（47生協）に、手続参加を呼びかけるポスター掲示・チラシの設置をしていただくよう、ご協力をお願いしました。
3. 医学部系予備校（131か所）に、手続参加を呼びかけるポスター掲示・チラシの設置をしていただくよう、ご協力をお願いしました。
4. すでに当機構と授権契約をとりかわしている対象消費者の方々に、手続参加を呼び掛けている当機構のウェブサイトなどを、SNS等も活用して拡散していただくよう呼びかけました。

会員のみならずにおかれましても、本ニュースレターに添付しましたチラシデータ等を活用いただき、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

消費者契約に関する検討会への意見書を提出

消費者契約法の実体法部分については、平成30年4月に第2次改正法が施行されています。第2次改正法審議の際、継続検討するとされた課題及びオンライン取引の増大といった環境変化をふまえ、2020年1月に消費者庁に「消費者契約に関する検討会」が設置されました。

本検討会では、下記の点が審議されています。

- （1）消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した勧誘（いわゆる「つけ込み型」勧誘）に関する取消権等の規律について

- (2) 「平均的な損害の額」（法第9条第1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律について
- (3) 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供に関する規律について
- (4) オンライン取引における利用規約の透明性・公正性の確保その他の消費者保護に関する規律について 等

適格消費者団体としては、特に、「平均的な損害の額」（法第9条第1号）に関する消費者の立証負担を軽減するための規律について関心が高く、この論点についての検討が開始された後、2020年7月末日に、15団体の連名で意見書を、「消費者契約に関する検討会」宛に提出いたしました。その趣旨は次の5点です。

- (1) 消費者契約法（以下「法」という。9条1号に関する問題点を根本的に解決するため立証責任を事業者側へ転換すべきである。
- (2) 推定規定の創設には積極的に賛成しない。
- (3) 積極否認の特則規定の創設に賛成である。ただし、規定を実効化するためには、義務違反に際して制裁規定を設けるべきである。
- (4) 文書提出命令の特則規定の創設に賛成である。ただし、その利用主体は適格消費者団体に限定すべきではない。
- (5) 適格消費者団体による実体法上の資料提出請求権の創設に賛成である。
- (6) 平均的な損害の意義を明らかにし損害の範囲を適切に限定する法改正について検討すべきである。

内容の詳細と意見の理由につきましては、意見書を当機構ウェブサイトに掲示していますので、参照ください。

http://www.coj.gr.jp/iken/topic_200807_01.htm

令和2年度適格消費者団体連絡協議会（9月開催） 参加報告

適格消費者団体と適格認定を目指す団体が、活動状況を交流する「適格消費者団体連絡協議会」が、年に2回実施されています。前回3月は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止を余儀なくされましたが、今回、消費者庁のご支援の下、ウェブ会議で開催することができました。概容以下のとおりです。

1. 日時 2020年（令和2年）9月5日（土）13時～17時15分
2. ZOOM ウェビナーでの会議
3. 参加者 37団体133名の参加（消費者庁含む）。
4. 概要
- 5.

内容	報告団体
【消費者庁報告】 ・消費者契約に関する検討会の状況 ・手続のオンライン化 ・掲示板改定の報告	消費者庁制度課

<p>【被害回復訴訟の報告】</p> <p>①東京医大 ②ZERUTA</p>	<p>① 消費者機構日本 ② 埼玉消費者被害をなくす会</p>
<p>【差止請求訴訟の報告】</p> <p>①ロータシア製薬、ファンソル ②ファビウス ③DeNA ④ USJ ⑤防災センター ⑥SOUWA ⑦佐賀平安閣 ⑧ROOKIES ⑨薬師寺 ⑩株式会社エーチーム・アカデミー ⑪中和石油 ⑫西本ハウス</p>	<p>① 都消費者契約ネットワーク ② 消費者被害防止ネットワーク東海 ③ 埼玉消費者被害をなくす会 ④ 消費者支援機構関西 ⑤ 消費者市民ネットとうほく ⑥ 消費者支援ネットくまもと ⑦ 佐賀消費者フォーラム ⑧ 埼玉消費者被害をなくす会 ⑨ 消費者被害防止ネットワーク東海 ⑩ 消費者機構日本 ⑪ 消費者支援ネット北海道 ⑫ 消費者ネット広島</p>
<p>スマイル基金報告</p>	<p>消費者スマイル基金</p>

消費者機構日本からは、被害回復訴訟の事案について、東京医科大学事案の簡易確定手続の進捗状況を報告し、差止請求訴訟事案については、エーチーム・アカデミー事案の主な争点について報告いたしました。

なお、本連絡協議会終了後、17時25分～18時25分の1時間、連絡協議会参加者のうち役員・事務局で自主交流会をZoomで実施しました。26団体52名の登録で、47アカウントの参加がありました。一つは、各団体の2019年度収益の構成と、それぞれの財政基盤強化策について交流しました。二つ目は、適格認定を目指す団体から、適格認定を目指しての諸課題について質問をいただき、近時に適格認定を受けた団体からそれぞれ経験の報告が行われました。

**全国の適格消費者団体（21団体）のホームページ公表情報
（2020年8月1日～9月11日分）**


○各適格消費者団体（21団体）のホームページの公表情報です。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公表情報(8月1日～9月11日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/</p>	<p>■2020.08.01：消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書を提出しました。</p>
<p>《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/</p>	<p>■2020/08/25：申入れ活動一覧を更新しました</p>
<p>《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>■2020年09月07日：(株) ジャストシステムに対し「申入書」を送付、「回答」を受領しました</p> <p>■2020年09月07日：ショウワ電技研(株) に対し「再申入書」を送付、「回答」を受領しました</p> <p>■2020年09月03日：(株) ZERUTA に対する共通義務確認訴訟(被害回復訴訟)の第1回期日(再日程)について</p> <p>■2020年08月28日：(株) ZERUTA に対する共通義務確認訴訟(被害回復訴訟)の第1回期日が変更になりました</p> <p>■2020年08月20日：(株) エムアンドエムに対し「再申入書」を送付、「回答」を受領しました</p>
<p>《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>■2020年8月26日：消費者庁の受託業務「消費者被害の実態調査業務」の開始のお知らせ</p> <p>■2020年8月11日：消費者契約に関する検討会への意見書を提出</p> <p>■2020年8月4日：駅すぷれす(カーシェアリング型レンタカー)の会員規約及び利用規約約款が、改善されました。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>■2020/8/3：2020年7月27日消費者委員会地方消費者行政専門調査会に意見書を提出しました。</p>
<p>《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■2020年8月25日付けで、株式会社ビーボ(ベルタこうじ生酵素)から回答書が届きました。 :株式会社マグナ.リゾートに対して申入終了通知書を送付しました。</p> <p>■2020年8月18日付けで、株式会社マグナ.リゾートに対して申入終了通知書を送付しました。 ⇒2020.8.18.株式会社マグナ.リゾート申入終了通知書</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年8月18日付けで、株式会社I A M (インターナショナルメディア学院東京校) に対して申入終了通知書を送付しました。 ⇒2020.8.18.株式会社I A M (インターナショナルメディア学院東京校) 申入終了通知書 ■2020年8月18日付けで、エコドラゴンに対して問合せ書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.エコドラゴン問合せ書 ■2020年8月18日付けで、ジャニーズファミリークラブに対して要請書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.ジャニーズファミリークラブ要請書 ■2020年8月18日付けで、株式会社オー・ド・ヴィーウェディングに対して問合せ書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.株式会社オー・ド・ヴィーウェディング問合せ書 ■2020年8月18日付けで、株式会社名古屋冠婚葬祭互助会に対して申入書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.株式会社名古屋冠婚葬祭互助会申入書 ■2020年8月18日付けで、株式会社ビーボ(ベルタこうじ生酵素) に対して申入書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.株式会社ビーボ(ベルタこうじ生酵素) 申入書 ■2020年8月18日付けで、株式会社エイチ・アイ・エスに対して申入書を送付しました。(回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.株式会社エイチ・アイ・エス申入書 ■2020年8月18日付けで、株式会社 Bridal L (The Forest of Lold) に対して申入書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.株式会社 Bridal L (The Forest of Lold) 申入書 ■2020年8月18日付けで、Apple Japan 合同会社に対して申入書を送付しました。 (回答期限 2020年9月18日) ⇒2020.8.18.Apple Japan 合同会社申入書 ■2020年8月4日付けで、アイ工務店から書面で回答書(修正後約款)が届きました。
<p>〈京都消費者契約ネットワーク〉 http://kccn.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2020年8月28日：消費者庁長官及び内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)に対して、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書(令和2年8月19日)に対する声明－詐欺的定期購入商法への対応について－を送付しました。 ■2020年8月26日：s t o r y 株式会社に対して差止請求書を送付しました。2020年9月1日にs t o r y 株式会社から対象となる広告表示をすべて削除した旨の回答がありました。

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020.09.07 : 興和株式会社が販売する「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の容器、包材、テレビCM、ウェブサイトでの表記の差止めを求め「申入書」を送付しました。 ■ 2020.08.11 : ダイエットサポートサプリメント「王妃のめぐみ」を販売する株式会社ファンソルに対して「申入書」を送付しました。 ■ 2020.08.03 : 適格消費者団体の連名で消費者庁「消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書」を提出しました
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年8月27日 : 兵庫県県土整備部 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課より、回答書が届きました。 20200827 回答書 (兵庫県県営住宅) ■ 2020年8月20日 : KRG 管理センター (株) KRG 管理センター株式会社に対する差止請求訴訟について、第1回期日の報告をします。 ひょうご消費者ネット/KRG 答弁書 ひょうご消費者ネット/KRG 被告準備書面 (1)
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年8月7日 : (株)GRACE へ申入書を送りました (株)GRACE への申入書が保管期間経過のために返却されました
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syouhisya-net.org/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020年8月03日 : 消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2020-08-11 : 専門学校の学則について改定がなされました。 ■ 2020-08-07 : 株式会社ウェディングボックスから、当法人の「消費者契約法41条1項に基づく事前請求書」に対する回答がありました。 ■ 2020-08-05 : 結婚式用貸衣装のキャンセル料条項について改定がなされました。



特定非営利活動法人 消費者機構日本
 発行人: 藤井喜継 編集責任者: 磯辺浩一
 〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
 TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077